

## 農地等の贈与税の納税猶予が認められない旨の通知書 相続税

第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 税務署長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から 贈与により取得した農地等の 贈与税 相続(遺贈) 相続税 について、租税特別措置法

第70条の4第1項 第70条の6第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 相続税 の額 \_\_\_\_\_ 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。)）又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由


農地等の 贈与税 の納税猶予が認められない旨の通知書  
相続税

**使用目的**

この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。